

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号			
手続名	年次漁獲割当量の移転の認可			根拠条項	第22条第1項			
審査基準	<p>1 次のいずれかの場合に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合 その他農林水産省令で定める場合 <p>2 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次漁獲割当量の移転を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの 暴力団員等がその事業活動を支配する者 その申請に係る漁業を営むに足りる経理的基礎を有しない者 移転をしようとする年次漁獲割当量が、当該移転をしようとする年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量から当該年次漁獲割当量設定者が当該管理年度において採捕した特定水産資源の数量を減じた数量よりも大きいと認められる場合 当該管理年度において法第二十五条第二項に違反して特定水産資源の採捕をした者に対して移転をしようとする場合 							
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 標準経由期間	30日 日